

これは正本である。

平成21年8月27日

神奈川簡易裁判所

裁判所書記官 柿澤 正 明



平成21年8月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ハ)第1071号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成21年7月2日

判 決

原 告

同訴訟代理人司法書士

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 告

同代表者代表取締役

吉 川 祐 平

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金26万874円及び内金25万7338円に対する平成17年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）に係る弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の利息の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、その支払を求める（以下「本件不当利得返還請求」という。）という事案である。

2 争点

(1) 契約の個数と弁済充当の合意について

(2) 悪意の受益者について

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1) (契約の個数と弁済充当の合意) について

(原告の主張)

ア 本件不当利得返還請求権は、1個の基本契約に基づく平成7年9月9日から平成17年2月28日までの継続的な金銭消費貸借取引から発生したものである。

イ 原告は、明確な主張をしていないが、本件基本契約に基づく債務の弁済は、各貸付ごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解すべきである（最高裁判所平成19年6月7日付判決）との理解を前提として本件訴訟を遂行していると解することができる。

ウ 本件基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち利息制限法の制限利息を超える部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入債務が存在しないときでもその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいる（上記最高裁判所判決）。

(被告の主張)

ア 本件不当利得返還請求権の発生原因となる当事者間の金銭消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という。）は、2個の基本契約とこれに基づく個々の取引ごとに発生した複数の債権債務関係が集まったものである。

本件取引は、平成7年9月9日から平成12年1月28日までの取引（以下「取引1」という。）と平成14年12月9日から平成17年2月28日までの取引（以下「取引2」という。）とから成る。

原告は、被告に対し、取引1と取引2から発生した過払金をまとめて

返還するよう請求しているに過ぎない。

イ 本件基本契約には、過払金発生当時存在しないがその後に発生する新たな借入金債務に関する弁済充当の合意は含まれていない。上記最高裁判所判決は、具体的な個別の事案に即した事例判決であり、本件にはあてはまらない。

ウ 本件基本契約に上記弁済充当の合意が含まれることは否認する。

仮に、上記弁済充当の合意が認められるとしても、その合意の成立時期は、原告が本件不当利得返還請求を提起したときである。

(2) 争点(2) (悪意の受益者) について

(原告の主張)

ア 被告は、原告から基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済を受けており、その受領につき貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号による改正前の貸金業法。以下「貸金業法」という。)43条の定める要件を満たした弁済(以下「みなし弁済」という。)の適用が認められる場合には該当しないから、悪意の受益者である。

イ 被告は、悪意の受益者の推定を覆すみなし弁済の適用が認められる場合であるとの認識を有し、また、特段の事情があると主張するが、原告はこれを争う。

ウ 被告は、過払金の発生時から、悪意の受益者として利息を付してその受けた利益を返還しなければならない。

エ 消滅時効の起算点と悪意の受益者が返還すべき利息の発生時期とは、その根拠が異なるので関連性がない。過払金が発生している以上、その利息も同時に発生する。

(被告の主張)

ア 被告は、原告に対し、貸金業法17条に規定する事項を記載した書面及び同法18条に規定する事項を記載した書面を交付し、利息制限法1

条1項所定の利息の制限を超える利息が任意に支払われていると認識していた。したがって、被告は、みなし弁済の適用がある場合であると認識していた。また、被告には、そのような認識をすることについてやむを得ないといえる特段の事情があった。

なお、上記事実を証明することは、みなし弁済の要件事実を証明するのと同様に困難なことであることから、その立証を断念する。

イ 被告は、上記書面の交付につき、監督官庁からの行政処分等を受けることなく、また、顧客等との間でトラブルを起こすこともなく良好な関係を保ってきた。したがって、被告にはみなし弁済の適用がある場合であると認識することについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

ウ 被告は、本件訴訟が提起されて初めて過払金の存在を認識した。したがって、被告が悪意の受益者として利息を付するのは、被告が訴状を受領した日の翌日からである。

過払金返還請求権は期限の定めのない請求権である。仮に、本件において弁済充当の合意が認められるとしても、本件取引が終了し、過払金返還請求の意思表示が為されたときから利息を付すことになるというべきである。

エ 継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合には、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了した時から進行するとの見解（最高裁判所平成21年1月22日付判決）によれば、悪意の受益者となる時は上記取引が終了した時であると解すべきである。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1) (契約の個数と弁済充当の合意) について

(1) 被告は、本件取引は取引1と取引2とから成ると主張する。

取引1の基になる基本契約が存在することについて当事者間に争いはない。

被告は、取引2の基になる基本契約が存在することを前提に主張をしているものと解されるが、その内容を具体的に主張していない。また、取引2の基になる基本契約が存在することを認めるに足りる証拠はない。

取引2がその基となる基本契約なしで存在するという事はない。本件においてその存在が認められる基本契約は取引1の基になる基本契約のみである。取引2もこの基本契約に基づくものと解するのが合理的である。

- (2) 本件消費貸借契約の理解につき、原告は、基本契約とこれに基づく継続的な金銭消費貸借取引であるとし、その弁済は基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであると理解しているのに対し、被告は、その弁済充当合意を否定する主張からすると、基本契約と個別の金銭消費貸借契約とから成るものであり、借入金は各金銭消費貸借契約ごとに発生し、弁済は個別に発生した債務を解消するために行われるものであると理解していると解することができる。

原告は、基本契約及びこれに基づく継続的な取引が一体となって1個の合意を形成し、消費貸借契約（民法587条）が成立したと解するのに対し、被告は、原告のいう継続的な取引は、個別の金銭消費貸借契約であり、その個数に応じた債権債務関係が存在し、それは個別に管理されるべきであると解しているものと思われる。そして、被告は、基本契約は、予め与信の枠組みを決めたもので、将来個別の契約を締結することを約束したものに過ぎないと理解しているものと思われる。

基本契約は、通常、契約条項を多数含むこと等から、貸付限度額契約書等の書面による合意により成立するのが普通である。基本契約は、貸付金額が特定されていないこと、金員の交付がないことの2点が欠けていることから、それだけでは消費貸借契約としての要件を欠くこととなる。しかし、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引をすることにより、この

点が補充され、一体となることにより完全なものとなる。この理論構成は、現実に行われているカードやATMを使用した貸付取引の実体に即するものである。即ち、ATM使用による貸付時には、基本契約に定める範囲内の金員の交付が行われるだけで、金利・損害金、返済時期・返済方法、期限の利益喪失等についての合意が行われているとは思われない。したがって、意思表示理論としては、基本契約を中心に考えるのが相当である。

- (3) 被告は、弁済充当合意（過払金充当合意）の存在を否定する。この合意は、基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき過払金が発生した場合には他の借入金債務が存在しなければこれをその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むとの見解（最高裁判所平成19年6月7日付判決）が示す合意を指すものと解することができる。

取引計算書（甲1）は2種類に分かれているが、それによれば、原告は、一定の限度額の範囲内で繰り返し金員の借入を行っており、一定の期間内に一定額以上の弁済を行っていることが認められる。その取引期間は2種類を合わせると平成7年9月9日から平成17年2月28日までである。

2種類の取引計算書となることについて、その基準を示すものはなく、また、何らかの支障が生じ契約関係が二つに分かれたことを窺わせる証拠はない（上記(1)参照）。このことからすると、本件金銭消費貸借契約は、1個の基本契約とこれに基づく継続的な金銭消費貸借取引から成るものと認められる。

上記最高裁判所判決は、基本契約に基づく債務の弁済は、各貸付ごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解されるのであり、充当の対象となるのはこのような全体としての借入金債務であることをその理由としている。本件についても、同様の理由で、過払金発生後の新たな借入金債務に先に発生した過払金を充当すべきである。

- (4) 弁済充当の合意は基本契約に含まれるものであるから、基本契約成立時

から存在する。

## 2 争点(2) (悪意の受益者) について

- (1) 被告は、原告に対し、貸金業法所定の手続を履践し、原告の支払は任意に行われていると認識していたことから、みなし弁済の適用があると認識していたと主張し、被告は悪意の受益者には当たらないと主張する。

しかしながら、被告の主張を認めるに足りる証拠、例えば、貸金業法17条1項に規定する事項を記載した書面を交付したこと、同法18条1項に規定する事項を記載した書面を弁済の都度交付したことを認めるに足りる証拠はない。

- (2) 仮に、被告がみなし弁済の適用があると認識していたと認められるとしても、被告は、そのような認識をすることについてやむを得ないといえる特段の事情、例えば、被告のみなし弁済の適用があるとの認識と一致する解釈を示す裁判例が相当数あること、同様の解釈を示す学説が有力であること等を主張・立証しなければならない。

被告が主張する第2の3(2)被告の主張イの事実は特段の事情には当たらないと解する。したがって、被告は、特段の事情を主張したことにはならない。

仮に、上記主張の内容が特段の事情に当たるとしても、これを認めるに足りる証拠はない。

- (3) 善意の受益者の利得返還義務は期限の定めのない債務であり、催告によって遅滞におちいるとの見解（大審院昭和2年12月26日付判決）がある。

一般的に、悪意の受益者か否かは、受益者が法律上の原因を欠く利得であることを事実上知った時が基準となる。そして、貸金業者は、同人が利息制限法の制限利率を超過する利息を債務の弁済として受領したが、その受領につきみなし弁済の適用が認められない場合には、悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日付判決）。

貸金業法は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業者に対する必要な規制等を定め、上記規制に違反した場合の罰則を設けている。貸金業者はこの規制を遵守することにより、利息制限法の定める金利を超え出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の定める金利の範囲内の金利（以下「グレーゾーン金利」という。）による弁済を、例外的に受けることができる。このため、貸金業者がその規制を遵守しているか否かについては、厳格に解釈されている。

被告がみなし弁済の適用があると認識していたとしても、その証明ができない場合、そのような認識をするについてやむを得ないといえる特段の事情があると認識していたとしても、その証明ができない場合には、被告は貸金業法を遵守していたとは認められない。貸金業法を遵守しない者は、グレーゾーン金利による弁済を受けられないことは、貸金業者である以上当然承知していたはずである。したがって、被告は、悪意の受益者であると推定される。

上記のとおり、被告は、悪意の受益者であるとの推定を破ることができなかったのであるから、過払金が発生したときから悪意の受益者であったと認められる。

- (4) 被告は、悪意の受益者が返還すべき利息の発生時期は、最高裁判所の消滅時効に関する見解に準じ、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引の終了時であると主張する。しかしながら、上記見解は採用できない。

最高裁判所は、「過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解す

るのが相当である。」とし、「過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。」と説示する。

上記見解によれば、過払金充当合意は、新たな借入金債務があると過払金はそれに充当されることになることから、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が存在することを前提に、借主が過払金についての権利を行使していることを示している。消滅時効は、権利を行使することができるにもかかわらず、その権利を行使しないことによりその権利を失うというものである。したがって、権利を行使していると評価できる事由が存在するということは、消滅時効の完成にとって障害事由となる。

基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引における消滅時効の起算点は同取引が終了した時点であるとの理由が上記のとおりであれば、悪意の受益者が返還すべき利息の発生時期を同様に解すべきであるとはいえない。両者は別個に検討すべきものであり、悪意の受益者が返還すべき利息の発生時期は第3の2ウのとおりである。

したがって、被告は、過払金発生時から悪意の受益者であったと認められる。

#### 4 結論

以上のことから、本件不当利得返還請求は、基本契約に基づく、平成7年9月9日から平成17年2月28日までの1個の継続的な金銭消費貸借取引に係る過払金を対象とするもので、被告は、過払金発生のおきから悪意であったと認められる。これに基づく計算は、訴状別紙計算書記載のとおりで、平成17年2月28日時点での過払残元金は25万7338円、未収過払利息3536円となる。

神 奈 川 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 木 川 博 晶